

令和7年12月23日

保護者様

さいたま市立上木崎小学校
校長 山田和宏

学習者用端末の取扱い及び情報モラル育成について（お願い）

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、表記の件について、学校でも適宜子ども達に指導しているところですが、その効果が十分発揮されるためには、ご家庭との連携・協力が大変重要であると考えております。
つきましては、下記の内容を参考に、学習者用端末の適切な使用とお子様の情報モラル育成にご配慮ください。

記

1 基本的な取扱い（きまり）

- ①学習者用端末は、学習（学校の授業、課題など）でだけ使うことができます。
 - ・学校は、必要に応じて操作やアクセス履歴などを確認します。
 - ・家庭に持ち帰った際も同様です。
- ②学習者用端末の使い方について教員や保護者の指示に従います。
 - ・教員は、学習内容や児童の健康面などを考慮し、使用もしくは不使用を判断・指示しています。（必要に応じて保護者と相談し、個別対応をする場合があります。）
 - ・家庭に持ち帰った際、約束が守れず生活、健康に影響が出る、不適切な使用が認められるといった場合は、保護者の判断で使用を止めてください。（そのことを理由に学習評価が変わることはありません。また、お知らせいただければ、学校でも使い方を指導します。）

2 情報モラル（ルール・マナー）

- ・学習者用端末について、学校では安全のために以下のことについて指導を行っています。
- ①IDやパスワードはとても大切です。他の人には絶対に教えません。
 - ②自分以外の人に貸したり、使わせたりしないようにします。
 - ③学習に関係ないウェブサイトにはアクセスしません。（履歴が全て残ります）
 - ④名前や住所、写真などの個人情報は、インターネット上のせません。
 - ⑤相手を傷つけること、嫌な気持ちになるようなことは絶対にしません。
 - ⑥カメラを使うときは、著作権（※1）や、肖像権（※2）に気を付けます。
 - ※1 著作権…文や絵、写真や音楽などについて、作った人の作品をまもる権利。
 - ※2 肖像権…勝手に自分の写真をとられて、公開されない権利。
- ・ご家庭で今一度、個人の端末や学習者用端末を使うときの約束事（ルール）の確認をお子様と一緒にお願いいたします。（使用時間、使う場所、やってはいけない事など）

3 その他

- ・学習者用端末入替が年度末に行われます。学習者用端末の充電機の所在確認をお願いいたします。2月に学校で確認、回収する予定です。ご理解ご協力をお願いいたします。
- ・参考資料：学校HP「放課後における児童の安全・安心な生活について」
【インターネットやSNSの利用について】をご確認ください。